

報告事項 1

教育長の臨時代理による神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則
について

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則の制定について、教育長に委任する事務等に関する規則（昭和 31 年 11 月教育委員会規則第 8 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、教育長が臨時に代理したので、同条第 2 項の規定により、以下のとおり報告する。

令和 7 年 4 月 15 日 提出

神戸市教育委員会事務局
事務局長 竹森 永敏

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

神戸市教育委員会

教育長 福本 靖

神戸市教育委員会規則第 9 号

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則を廃止する規則

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則（平成 23 年 3 月教育委員会規則第 7 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

神戸市置塩こども育成基金条例施行規則

平成23年3月31日

教委規則第7号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市置塩こども育成基金条例（平成23年3月条例第36号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(基金の管理)

第2条 神戸市置塩こども育成基金（以下「基金」という。）は、教育長が管理する。

2 教育長は、次の帳簿を備え、基金の経理状況を明らかにするものとする。

- (1) 基金明細簿
- (2) 基金運用台帳

(施行細目の委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が行財政局長と協議して定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 9 号議案

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例の件
 神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 18 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市都市整備等基金条例等の一部を改正する等の条例

第 1 条 [略]

(置塩こども育成基金条例の一部を改正)

第 2 条 神戸市置塩こども育成基金条例（平成23年 3 月条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(施行細目の委任)	(施行細目の委任)
第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>規則</u> で定める。	第 7 条 この条例の施行に関し必要な事項は、 <u>教育委員会規則</u> で定める。

第 3 条～第 5 条 [略]

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2～5 [略]

理 由

設置目的が類似する等の基金の見直しを行うに当たり、条例を改正及び廃止する必要があるため